

令和 8 年度事業計画

1. 基本方針

本法人は、地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう工夫し、地域社会において個人が尊厳を保持しつつ、健やかに生活を営むことができるよう支援する。

2. 課題整理

(1) 高齢化の進展と介護需要の増加

我が国においては、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進行している。総務省の人口推計によれば 2025 年 9 月時点で 65 歳以上人口は総人口の約 3 割に達しており、今後も同様の傾向は継続すると見込まれている。

このような人口構造の変化の中、介護サービスの需要増加傾向に反して介護サービスの担い手の減少が見込まれるため、介護サービスの質の確保と持続可能な事業運営の両立が業界全体としての課題となっている。

また介護事業を取り巻く経営環境としてはエネルギー価格や食料価格の上昇など物価上昇の影響が続いており、運営コストが増加している。介護報酬は公定価格であるため、物価上昇への対応が難しいという構造的な課題もあり、持続可能な運営のために介護事業者には経営の効率化や業務の生産性向上が求められている。

(2) 東広島市の高齢化の状況

本法人が事業を展開する東広島市は学園都市としての側面を有しており、広島県内においては比較的若い人口構成を有する自治体とされている。しかしながら、全国的な傾向と同様に高齢者人口は増加しており、同市内の 65 歳以上人口は年々増加傾向にある。

また、同市内においても地域ごとに高齢化の状況には差があり、若い世代の流入がある地域がある一方で、高齢化率が高い地域も存在している。本法人の拠点がある高屋圏域は市内の地域包括支援センターの管轄圏域で最大の高齢者人口を抱える地域となっており、特に地域特性を踏まえた介護サービスの提供体制の整備が求められている。

本法人においては特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援、地域包括支援センターの各事業を展開しているが、近隣他法人、医療機関、民間団体、学校、地域住民ともより一層連携を深め、地域における福祉の向上に寄与することが必要と考える。

3. 事業運営の方向性

社会情勢及び地域の状況を踏まえ、本法人は、地域の方が安心して生活できるよう、

安定した事業運営とサービスの質の向上に努めるとともに、地域の関係機関との連携を強化しながら地域における高齢者福祉の担い手としての役割を果たしていく。

人材確保や業務効率化などの諸課題に組織として対応し、持続可能な事業運営体制の確立を図りながら、地域社会への貢献を推進していく ESG 経営への取り組みを推進するものとする。

4. 重点取組事項

本法人を取り巻く社会情勢や介護保険制度の動向を踏まえ、当年度においては、安定した事業運営体制の土台形成と地域社会における福祉の質の向上を目的として、以下の事項を重点的に推進する。

①業務の効率化及び生産性向上

限られた人材で質の高いサービスを提供するためには、業務の効率化及び生産性の向上が重要である。

当法人においては、業務の見直しや新たな技術の活用等を通じて、職員の業務負担のシフトと業務効率の向上を図る。

また、情報共有の効率化を進めることで、職員が必要業務により多くの時間を確保できる環境づくりを進める。

さらに、業務の標準化や改善活動を定例的に行うことを通じて、継続的な業務改善に取り組む。

②人材育成及びキャリア形成の再整理

介護サービスの質を維持・向上させていくためには、職員一人ひとりの専門性を高めるとともに、計画的な人材育成の仕組みを整備していくことが重要であると考え

る。
本法人においては、これまでも研修の実施や職員育成に関する取り組みを行ってきたが、業務内容の高度化等の環境変化を踏まえ、改めて人材育成のあり方を整理する必要がある。

職員が経験年数や職務内容に応じて段階的に専門性を高めていくことができるよう、職員育成の基本的な考え方や研修体系について整理を行い、実態に即した従業員主体の人材育成の仕組みづくりを進める。

また、これまで運用してきたキャリアパス制度についても、制度の内容及び運用状況を検証し、職員の成長や組織運営に実質的に機能する仕組みとなるよう見直しを行う。

さらに、日常業務における OJT や職員間の知識共有を通じて、職員が互いに学び合いながら専門性を高めていく職場環境の整備を進める。

これらの取り組みを通じて、職員の専門性の向上と組織としてのサービス提供力の

強化を図り、安定した事業運営につなげていく。

③事業運営の安定化及び稼働率の向上

介護事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、各事業における安定した事業運営体制の確立は重要な課題である。

本法人においては、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護において適切な入退所管理を行い、稼働率の安定化を図るとともに、通所介護及び訪問介護においては利用者の確保に努める。

また、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携を強化し、地域の高齢者のニーズを把握しながら、各サービスが円滑に利用される体制づくりを進める。加えて、各事業の運営状況を定期的に把握し、課題の早期把握と改善に努めることで、安定した事業運営の確立を目指す。

④医療との連携体制の強化

高齢者の重度化及び医療ニーズの高まりに対応するため、医療機関との連携体制の強化が求められている。

特別養護老人ホームにおいては、協力医療機関との連携を強化し、入所者の健康管理や緊急時の対応体制の充実を図る。また、入院や退院時の情報共有を適切に行うことで、入所者が安心して生活できる環境の整備に努める。

⑤地域連携及び地域福祉への貢献

地域包括ケアシステムの推進において、介護事業者には地域の関係機関と連携しながら高齢者を支える役割が求められている。

本法人においては、地域包括支援センターを中心として、介護事業者、医療機関、民間団体、地域住民等との連携を図りながら、地域の高齢者支援体制の充実に努める。

また、地域における介護予防の取り組みや高齢者の生活支援活動などにも積極的に関与し、地域福祉の向上に寄与する法人運営を推進する。

5. 役員会等の開催

(1) 理事会の開催

- | | |
|-------|-----------------------|
| 5月下旬 | 令和7年度事業報告及び決算報告書の審議 |
| 12月中旬 | 令和8年度事業計画の変更及び補正予算の審議 |
| 3月中旬 | 令和9年度事業計画及び予算の審議 |
| | その他、必要に応じて、適宜開催する。 |

(2) 評議員会の開催

(定時評議員会)

6月上旬 令和7年度事業報告及び決算報告書の承認

(その他評議員会)

12月中旬 令和8年度事業計画の変更及び補正予算の承認

3月中旬 令和9年度事業計画及び予算の承認

その他、必要に応じて、適宜開催する。

6. 事業

(1) 社会福祉事業

ア. 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営

介護老人福祉施設

空床型(介護予防)短期入所生活介護事業

イ. みその寮ショートステイサービスの設置経営

併設型(介護予防)短期入所生活介護事業

ウ. デイサービスセンターみそのの設置経営

指定通所介護事業及び第一号通所事業

エ. ホームヘルプサービスみそのの設置経営

指定訪問介護事業及び第一号訪問事業

(2) 公益事業

ア. 在宅介護支援センターみそのの設置経営

指定居宅介護支援事業及び介護予防支援事業

イ. 東広島市高屋地域包括支援センターの運営受託

指定介護予防支援事業及び第1号予防支援事業の設置経営

(3) 地域における公益的な取り組み(社会福祉法第24条2項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施
- ② 高屋おれんじ会への参画(地域における認知症高齢者支援の取り組み)
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した福祉教育等の地域貢献事業
- ④ 「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」「広島さっそくネット」「東広島市施設連絡協議会災害時相互支援協定」に基づく、災害時における施設間相互支援及び地域支援のための取り組み
- ⑤ 広島県災害時福祉支援体制への協力(福祉避難所・DWAT)
- ⑥ 「東広島市SDGsパートナー」の標榜

⑦ その他

7. 事業監査等

(1) 監事による監査

5月下旬 令和7年度事業・会計に関する監査

その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

1月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施

3月下旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による法人指導・監査、介護保険実地指導等

指定権者等からの要請に応じて随時実施

(4) 情報公開

- ① 定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書・役員等報酬基準・現況報告書の窓口での閲覧およびホームページ上での公表
- ② 財務諸表電子開示システムによる財務情報公表
- ③ 地域における公益的な取り組みの実施状況の公表（現況報告書・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ・法人ホームページ）
- ④ 介護サービス情報公表制度による情報公表
- ⑤ 各サービスの運営規定等の重要事項のホームページ上での公表